

○内閣府令第二号  
○文部科学省令第二号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月二日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令  
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（幼保連携型認定こども園の園長の資格）</p> <p><b>第十二条</b> 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）以下この条において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録）を受けており、かつ、次に掲げる職に五年以上あることとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職 [三〇十六 略]</p> <p>（学校教育法施行規則の準用）</p> <p><b>第二十六条</b> 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（幼保連携型認定こども園の園長の資格）</p> <p><b>第十二条</b> 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）以下この条において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録）を受けており、かつ、次に掲げる職に五年以上あることとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職 [三〇十六 同上]</p> <p>（学校教育法施行規則の準用）</p> <p><b>第二十六条</b> 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

内閣府令  
内閣総理大臣 高市 早苗  
文部科学大臣 松本 洋平

備考 表中の「」の記載は注記である。

[略]	第六条第一項	法第十三条第一項	読み替える学校保健 安全法施行規則の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
		満三歳以上の就学前の 子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供 の推進に関する法律第 十四条第七項に規定す る園児（以下「園児」 という。）に係る法第十 三条第一項			

(学校保健安全法施行規則の準用)  
**第二十七条** 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五  
 条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六  
 項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、  
 第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認  
 定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の  
 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	第二十五条	[略]	読み替える学校教育 法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		児童等			就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合 的な提供の推進に関す る法律第十四条第七項 に規定する園児

[同上]	第六条第一項	法第十三条第一項	読み替える学校保健 安全法施行規則の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
		満三歳以上の就学前の 子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供 の推進に関する法律第 十四条第六項に規定す る園児（以下「園児」 という。）に係る法第十 三条第一項			

(学校保健安全法施行規則の準用)  
**第二十七条** 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五  
 条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六  
 項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、  
 第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認  
 定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の  
 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[同上]	第二十五条	[同上]	読み替える学校教育 法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		児童等			就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合 的な提供の推進に関す る法律第十四条第六項 に規定する園児

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正)  
 第二条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後 改正前

<p>（趣旨）  <b>第一条</b> 〔略〕        2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第七項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員（職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。）        〔略〕  <b>第四条</b> 〔略〕        2 一学級の園児数は、三十人以下を原則とする。        3 〔略〕  <b>第五条</b> 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。        2 〔略〕        3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員（職員の数は、常時二人を下つてはならない。）</p>	<p>（趣旨）  <b>第一条</b> 〔同上〕        2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員（職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。）        〔同上〕  <b>第四条</b> 〔同上〕        2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。        3 〔同上〕  <b>第五条</b> 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。        2 〔同上〕        3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員（職員の数は、常時二人を下つてはならない。）</p>
<p>〔略〕  <b>備考</b>        一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下この一において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。        〔二〇四 略〕</p>	<p>〔同上〕  <b>備考</b>        一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下この一において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。        〔二〇四 同上〕</p>

4 [略]

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 [略]
- 二 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 [略]

(学校教育法施行規則の準用)

**第十二条** 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

**第十三条** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条、第九条の三、第十一条(第四項ただし書を除く。)、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二(後段を除く。)、並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児(以下「園児」という。)
[略]	第五條第一項	[同上]

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する

4 [同上]

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 [同上]
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 [同上]

(学校教育法施行規則の準用)

**第十二条** 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

**第十三条** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条、第九条の三、第十一条(第四項ただし書を除く。)、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二(後段を除く。)、並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[同上]	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)
[同上]	第五條第一項	[同上]

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する

園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて」と読み替えるものとする。

附 則

第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正）

第三条 内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年内閣府 文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
2	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園（地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十一条第一項の規定にかかわらず、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（公立幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により当該公立幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児（就学前の子ども）に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児をいう。以下同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。附則第三項において同じ。）を実施することができる。</p> <p>〔一〇五 略〕</p>	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園（地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十一条第一項の規定にかかわらず、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（公立幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により当該公立幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児（就学前の子ども）に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。附則第三項において同じ。）を実施することができる。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p>

附 則

1 この命令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この命令の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第二条による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 この命令の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第二条による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第四条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○内閣府告示第一号  
文部科学省

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

内閣総理大臣 高市 早苗  
文部科学大臣 松本 洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第二 職員配置</p> <p>一 [略]</p> <p>二 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」</p>	<p>第二 職員配置</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」</p>

という。)については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は三十人以下を原則とする。

附 則

[1~3 略]

4 第三の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。)をもって代えることができる。

[5~8 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。  
(経過措置)

2 この告示の適用の際現に存する認定こども園における一学級の子ども数については、この告示による改正後の第二の二の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

という。)については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は三十五人以下を原則とする。

附 則

[1~3 同上]

4 第三の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。)をもって代えることができる。

[5~8 同上]

○内閣府告示第一号  
文部科学省

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

内閣総理大臣 高市 早苗  
文部科学大臣 松本 洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第二 職員配置</p> <p>一 [略]</p> <p>二 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」</p>	<p>第二 職員配置</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」</p>

という。)については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は三十人以下を原則とする。

附 則

[1~3 略]

4 第三の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。)をもって代えることができる。

[5~8 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。  
(経過措置)

2 この告示の適用の際現に存する認定こども園における一学級の子ども数については、この告示による改正後の第二の二の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

という。)については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、一学級の子ども数は三十五人以下を原則とする。

附 則

[1~3 同上]

4 第三の一及び四(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。)をもって代えることができる。

[5~8 同上]